

立教大学と独立行政法人国立がん研究センターとの教育研究協力に関する協定書（抜粋）

立教大学（以下「大学」という。）と独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）とは、連携大学院方式により、大学の大学院理学研究科博士課程前期課程及び博士課程後期課程における教育研究活動の一層の充実を図るとともに、センターの研究活動推進に資することにより、わが国における学術の発展に寄与するために、次のとおり協定を締結する。

（客員教員の委嘱）

第1条 大学は、センターと協議の上、大学の教授又は准教授として十分な見識・専門知識を有するセンターの研究者を、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）に委嘱する。この場合の客員教員候補者の資格審査は、大学が行う。

（客員教員の委嘱期間）

第2条 客員教員の委嘱期間は、1年とする。

2 客員教員は、再委嘱されることができる。

（研究指導）

第3条 客員教員は、大学院学生に対し、本学の研究指導教員とともに研究指導等を行うことができる。

（客員教員の委嘱の要件）

第4条 客員教員の委嘱にあたっては、次の各号を要件とする。

- (1) 報酬を支給しないこと。
- (2) 本務に支障を生ぜしめないこと。
- (3) 大学の管理運営に関する業務に従事させないこと。

（研究指導にかかわる大学の会議への出席）

第5条 客員教員は、大学の要請に応じ、センターにおいて必要と認める場合には、大学の大学院理学研究科の会議等に出席もしくは陪席する。

（研究指導を受ける大学院学生の数）

第6条 客員教員が研究指導を行うことのできる大学院学生は、原則として客員教員1名あたり毎年度若干名とする。

（客員教員の学位審査）

第7条 客員教員は、大学とセンターと協議の上、研究指導を行った大学院学生の学位審査を副査として行うことができる。

（客員教員の公表）

第8条 大学は、客員教員の氏名等を大学が刊行する機関誌等に掲載することができる。

(大学院学生のセンターにおける資格)

第9条 センターにおいて指導を受ける大学院学生の資格は、センターの定めるところによる。

(研究成果の公表)

第10条 大学院学生がセンターにおいて研究指導を受けて得た研究成果の発表は、センターの定めるところによる。ただし、学位論文に関する研究成果の公表は、大学の定めるところによる。

(産業財産権の取扱い)

第11条 大学院学生がセンターにおいて研究指導等を受けてなした産業財産権等の権利(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利)の帰属は、センターの定めるところによる。

(センターの施設設備の使用)

第12条 研究指導を受ける大学院学生のセンターの施設設備の使用については、センターの定めるところによる。

(事故への対応)

第13条 センターにおいて大学院学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査の上、大学とセンターが協議して対処するものとする。

(研究指導等における支障)

第14条 本協定書による研究指導等に関し支障が生じた場合には、大学とセンターが協議して対処するものとする。

(協定の見直し)

第15条 この協定は、諸制度等の改正に応じて、随時見直しを図るものとする。

(協定に定めない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈に疑義を生じた事項については、必要に応じて、その都度、大学とセンターが協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第17条 この協定書は、2011年4月1日から効力を生じる。

第18条 (省略)

第19条 (省略)